

2010
OCTOBER
社会保険さが
NO.728

神無月

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377
http://www.syahokyo-saga.or.jp/



■神埼市 九年庵

今月の記事

● 日本年金機構

- 年金事務所へ提出する届書等の事業所整理記号には「漢字・かな」記号の記入をお願いします。…………… 2
- 標準報酬月額が決定されました …………… 2
- 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます …………… 3
- 国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ …………… 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

資格喪失後の健康保険給付

- 出産育児一時金、出産手当金 …………… 4
- 埋葬料・埋葬費、傷病手当金 …………… 5

● (財)佐賀県社会保険協会

- 平成22年度 年金シニアライフセミナー開催のご案内 …………… 6
- ウォーキングマップ(神埼市:大蛇伝説と蛇塚をめぐる田園一周コース) …………… 7

- 年金相談窓口開設等のご案内 …………… 8
- 一般的な年金相談に関するお問い合わせは …………… 8
- ねんきん定期便専用ダイヤル …………… 8

● 社会保険料は納期内に納付しましょう。 職場内で回覧しましょう。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます



～～年末調整・確定申告まで大切に保管を～～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ



～～追納をおすすめします!～～

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納のお申し込みはお近くの年金事務所までお願いします。

お問い合わせ先

佐賀年金事務所国民年金課
唐津年金事務所国民年金課
武雄年金事務所国民年金課

TEL0952-31-4194
TEL0955-72-5163
TEL0954-23-0123

資格喪失後の健康保険給付

退職などで健康保険の資格を喪失した後も、要件を満たせば現金給付を受けることができます。

出産育児一時金

以下の要件を満たさない場合は、資格喪失後に加入されている健康保険(国民健康保険など)に請求して下さい。

資格喪失後も出産育児一時金を受給できる場合

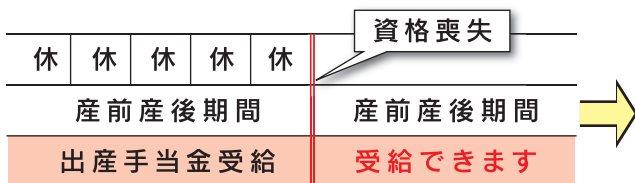
- ①資格喪失後に任意継続に加入した被保険者・被扶養者が、加入中に出産した場合。
- ②資格喪失前に引き続き1年以上被保険者期間がある被保険者が、資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合。
- ③資格喪失前に引き続き1年以上被保険者期間がある被保険者が、資格喪失後に任意継続に加入し、任意継続の資格喪失後6ヶ月以内に出産した場合。

※②③の場合、被扶養者の出産の場合は支給されません。

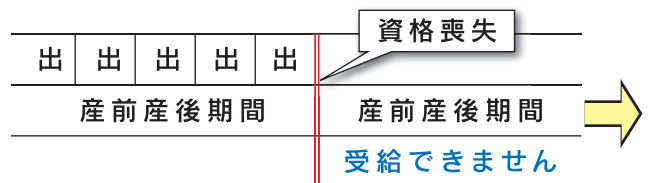
出産手当金

引き続き1年以上の被保険者期間があり、かつ出産手当金を受給中である、または受給要件を満たしている場合は、産前産後期間(出産日以前42日(多胎の場合は98日)から出産日後56日まで)を満了するまで受給できます。

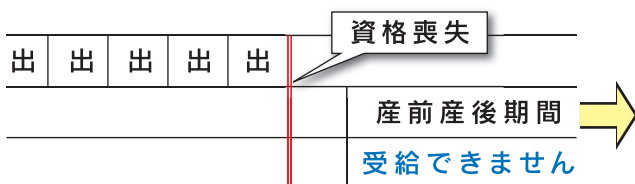
- 例① 資格喪失前から出産手当金を受給していて、復職しないまま資格喪失した場合。
⇒ **資格喪失後も受給できます。**



- 例② 資格喪失前に産前産後期間になっていたが、資格喪失まで出勤していた場合。
⇒ **受給できません。**



- 例③ 産前産後期間になる前に資格喪失した場合。
⇒ **受給できません。**





協会けんぽ佐賀支部

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階

TEL 0952-27-0611

佐賀全国健康保険協会

検索

HPから申請書の印刷ができます



埋葬料・埋葬費

以下の要件を満たさない場合は、資格喪失後に加入されている健康保険(国民健康保険など)に請求して下さい。

資格喪失後も埋葬料・埋葬費が受給できる場合

- ①資格喪失後に任意継続に加入した被保険者・被扶養者が、加入中に死亡した場合。
- ②被保険者が、資格喪失後3ヶ月以内に死亡した場合。
- ③被保険者が、資格喪失後の傷病手当金・出産手当金を受給している間に死亡した場合。
- ④被保険者が、資格喪失後の傷病手当金・出産手当金を受給しなくなって3ヶ月以内に死亡した場合。
- ⑤資格喪失後に任意継続に加入した被保険者が、任意継続の資格喪失後3ヶ月以内に死亡した場合。

※②～⑤の場合、被扶養者の死亡の場合は支給されません。

傷病手当金

引き続き1年以上の被保険者期間があり、かつ傷病手当金を受給中である、または受給要件を満たしている場合は、労務不能と認められれば期間(1年6ヶ月間)を満了するまで受給できます。

例① 資格喪失前から傷病手当金を受給していて、復職しないまま資格喪失した場合。

⇒ 資格喪失後も受給できます。

休	休	休	休	休	資格喪失
労務不能					労務不能
傷病手当金受給					受給できます

例② 傷病手当金受給後に復職したが、資格喪失後に再度労務不能になった場合。

⇒ 受給できません。

休	休	休	休	出	資格喪失
労務不能				治癒	労務不能
傷病手当金受給					受給できません

例③ 資格喪失前から労務不能と認められていたが、資格喪失まで出勤していた場合。

⇒ 受給できません。

出	出	出	出	出	資格喪失
労務不能					労務不能
					受給できません

例④ 資格喪失後に労務不能と認められた場合。

⇒ 受給できません。

出	出	出	出	出	資格喪失
					労務不能
					受給できません

(財)佐賀県社会保険協会

平成22年度 年金シニアライフセミナー開催のご案内

佐賀県社会保険協会では、厚生年金保険の被保険者及びその配偶者を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後の生きがい、家庭経済に必要な知識を提供し、充実したシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催いたします。

地区	日時	会場
唐津会場	平成23年1月23日(日)	唐津市高齢者ふれあい会館りふれ 唐津市ニタ子3-155-4
武雄会場	平成23年1月30日(日)	武雄センチュリーホテル 武雄市武雄町大字武雄4075-13
佐賀会場	平成23年2月6日(日)	マリトピア 佐賀市新栄東3-7-8
鳥栖会場	平成23年2月20日(日)	サンメッセ鳥栖 鳥栖市本鳥栖町1819

◆実施期間 各会場共通: 12:30受付 ▶13:00開始 ▶16:40終了

対象者

- 50歳以上の厚生年金の被保険者及び配偶者の方
- 健康保険委員・年金委員等 ※特にご夫婦の参加をお勧めします

募集定員

各会場とも**50名(ただし、申し込み先着順とします)**
受講決定者には後日、案内のハガキをお送り致します。

内容

- 退職後の健康保険・年金・雇用保険等について
- ライフプランと生きがい・家庭経済等

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**郵送**または**FAX**にてお申し込み下さい。**定員になり次第締め切ります。**

お申込み お問合せ

財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会・全国社会保険委員会連合会



〈キリトリ線〉

年金シニアライフセミナー 参加申込書

参加希望会場	1. 唐津会場	2. 武雄会場	3. 佐賀会場	4. 鳥栖会場	
事業所名					
参加者氏名	(被保険者・健保・年金委員)			年齢	歳
参加配偶者氏名				年齢	歳
事業所所在地	〒	参加者 TEL			

※申込書にご記入して頂きました情報は、このセミナー以外の目的には使用いたしません。

No.6 佐賀県 ウォーキングマップ

大蛇伝説と蛇塚をめぐる田園一周コース

起点の所在地 ●〈神崎市神埼町鶴〉



コースの距離と時間 (総距離・時間: 8.6km・100分)

⑤ 神崎市中央公民館	1km / 12分	→	① 利田集落	1.7km / 19分	→	② 伏部集落	1km / 12分	→	③ 尾崎祇園神社
	12分 ↑ 1km								
			① 利田集落	0.2km / 3分	←	⑥ 猪面公園	1.5km / 17分	←	④ JA西郷支所
									⑦ 蛇塚 ← 1.7km / 19分

「大蛇伝説」は神崎市尾崎地区に伝えられている地名伝説で、現在の集落名の起こりを物語風に伝えているものです。この伝説は、水害によりたびたび氾濫する河川を蛇に例えて、蛇の尾から鼻の先までを地名で表しています。田園風景を散策しながら神社寺をめぐるみましょう。



●年金相談窓口開設等のご案内

平成22年11月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
	1 延長相談 19時まで	2 鹿島市民会館 (予約)	3	4 鳥栖市役所 (予約)	5 伊万里市役所 (予約)	6
7	8 延長相談 19時まで	9 基山町役場 (予約)	10 有田町役場 東庁舎 (予約)	11 鳥栖市役所 (予約)	12 伊万里市役所 (予約)	13 休日相談日
14	15 延長相談 19時まで	16 鹿島市民会館 (予約)	17 多久市役所 (予約)	18 鳥栖市役所 (予約)	19 伊万里市役所 (予約)	20
21	22 延長相談 19時まで	23	24 佐賀県陶磁器 工業協同組合 (予約)	25 鳥栖市役所 (予約)	26 伊万里市役所 (予約)	27
28	29 延長相談 19時まで	30				

《出張相談(予約制) 相談時間10:00~15:00》	
出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所 鹿島市民会館	唐津年金事務所 0955-72-5161 鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 佐賀県陶磁器工業協同組合	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

《県内年金事務所における相談時間》	
平日	8:30~17:15
毎週月曜日	8:30~19:00(休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30~16:00

※予約相談も受付しておりますので、各年金事務所へお申し込みください。
 ●佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
 ●唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
 ●武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

● 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00
 「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。
 相談時間 10:00~15:00

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。 ☎0952-27-0611

一般的な年金相談に関するお問い合わせは

『ねんきんダイヤル』0570-05-1165(ナビダイヤル)



ご利用方法(ナビダイヤルの場合)

自動音声応答の後にご用件の番号をお選びください。

- 一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

(受付時間) ●月~金曜日:午前8時30分から午後5時15分まで ●第2土曜日:午前9時30分から午後4時まで

- 祝日・12月29日~1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- 自動音声応答の番号及び内容は追加・変更される場合があります。



番号	ご用件
1	年金を受けている方のご相談
2	これから年金を受ける方のご相談

『ねんきん定期便専用ダイヤル』0570-058-555(ナビダイヤル)

- 一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

(受付時間) ●月~金曜日:午前9時から午後8時まで ●第2土曜日:午前9時から午後5時まで

- 祝日・12月29日~1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、「ねんきん定期便」または基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

社会保険料は納期内に納付しましょう。

平成22年10月分保険料の納付期限は平成22年11月30日(火)です。

ご注意ください!!

※平成22年10月分の社会保険料計算に係る届書は11月5日(金)までに到着するようお届けください。
 その後に到着した場合は平成22年10月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。